様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年12月 2日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきかいしゃといんくす  一般事業主の氏名又は名称 株式会社トインクス  （ふりがな）かわだ　まこと  （法人の場合）代表者の氏名 河田　伸  住所　〒980-0021  宮城県 仙台市青葉区 中央２丁目９番１０号  法人番号　5370001011434  　情報処理の促進に関する法律第２９条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　Vision 2030 | | 公表日 | ①　2021年 3月29日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ウェブサイトに掲載  　https://www.toinx.co.jp/company/vision2030/  　・2030年に向けて私たちの周りはどうなっているか？  https://www.toinx.co.jp/company/vision2030/scene1/  ・2030年に向けて私たちは何を目指し、どう進んでいくか？  https://www.toinx.co.jp/company/vision2030/scene2/  ・2030年に向けて私たち自身は何を身に付け、どんな行動をすればよいか？  https://www.toinx.co.jp/company/vision2030/scene3/ | | 記載内容抜粋 | ①　■「2030年に向けて、私たちの周りはどうなっているか？」  ・東北の人口減少に伴う様々な社会課題が顕在化、スマートシティ化や働き方改革、ウイズコロナによる“非接触・非対面”など、ITの力を発揮、DXが一気に進展していきます。  ・東北電力グループにおける電力供給事業の構造改革、およびスマート社会実現事業の成長に向けて、レガシーシステムの刷新、新たなサービスの提案・実現という大きな役割も期待されています。  ・一方、IT 業界では従来型 SIer のビジネスモデルは崩壊し始めており、ビジネスのあり方を根本的に見直す必要があります。  ■「2030年に向けて私たちは何を目指し、どう進んでいくか？」  2030 年のありたい姿を、「拡げる IT、ひろげるつながり、広がるチャンス」と掲げました。TOiNXは IT 企業として、自らの努力で技術の幅を“拡げて”いきます。そして、多種多様なプレーヤーとの関わりから、つながりを“ひろげて”いきます。その結果、チャンスは大きく“広がる”でしょう。このチャンスの大きさを表すため、変えていく対象を、あえて“世界”と表現しました。良いサービスは世界中へ拡散し、リアルな世界だけでなく、バーチャルの世界にも、広まっています。このようにして TOiNX は、IT で“世界”をより良くしていくのです。  ありたい姿の実現に向けて、これまでの事業の捉え方を抜本的に見つめ直し、TOiNX は、「IT という技術に依って立つ企業になりたい」、「東北電力は重要顧客のひとつ」という思いから、この 3 つの事業で、ビジョンの実現を目指します。  「エンタープライズソリューション事業」  　事業ミッション：事業の継続と展開をＩＴでデザインする  　東北電力業務システムの開発・」保守業務で培った技術を軸に、東北電力を含めた幅広いお客さまへ、個々の業務ドメインにおけるＩＴソリューションを提供します。  「ＩＴインフラサービス事業」  　事業ミッション：ビジネスの変革をＩＴで支え続ける  　様々なＩＴサービスで使用される共通的な機能を提供し、安定した収益確保を目指します。  「ソーシャルイノベーション事業」  　事業ミッション：社会を変えるアイデアをＩＴで形にする  　社会課題の解決を目指して、先進的な技術を積極活用し、イノベーションの創出を目指します。  ■「2030年に向けて私たち自身は何を身に付け、どんな行動をすればよいか？」  本ビジョンの実現に向けて、求められる人財像を「変わる、変えることができる人」としました。将来の不透明さが増す中、自らが“変わる”ことを恐れず、現状をより良いものへ“変える”ことができる人財こそ、ビジョン実現のカギになるのです。 具体的には、IT スキルを前提に、「課題発見力」「創造力」「協働力」「挑戦力」という4つの”力”が求められます。このような人財の獲得・育成に向け、TOiNXは様々な取り組みや投資を惜しみません。 IT を生業とする TOiNX にとって、最も重要な経営資源は“人”なのです。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会で決議された「TOiNX Vision 2030」に基づき、社外公表資料を作成しています。また、公表にあたっては社内における所定の決定手続きを経ています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　トインクスにおけるＤＸ推進の取り組みについて | | 公表日 | ①　2025年 8月27日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ウェブサイトに掲載  　https://www.toinx.co.jp/wp-content/themes/toinx/assets/pdf/activity/dx\_suishin.pdf  　２．当社を取り巻く経営環境について（P.3）  ３．当社のDX戦略（P.4）  ５．T-DXの実現に向けた取り組み（P.6）  ５－３　データの可視化（P.9～10） | | 記載内容抜粋 | ①　２．当社を取り巻く経営環境について  当社がIT企業として成長し続けるには、高度化するデジタル技術に追随できるIT人材（＝DX人財）の育成・確保に取り組むことが不可欠です。これに加えて、時代のニーズに則した制度やルールを積極的に取り入れ、技術面だけでなく組織風土の両面からDXに取り組んでいく必要があります。  トインクスにおけるDXの方向性  ・新技術への追随、知見・ノウハウの獲得  ・DX人財の育成・確保  ・社内制度・ルールの見直し、組織風土の改革  ３．当社のDX戦略  デジタル化の推進、業務改革、働き方改革などの取り組みを総合して「T-DX（TOiNX-DX）」と称し、これを当社のDX戦略と位置づけ推進しております。  T-DXが目指すゴールイメージ  ・業務そのものやプロセスの改革  ・DX人財の育成・確保  ・組織文化・風土および社員の意識の改革  ５．T-DXの実現に向けた取り組み  　T-DXでは４つのテーマを設け、テーマごとに間接業務の改革や働き方改革等に取り組んでおります。  　今後、新たに２つのテーマを加えて、対象業務の拡大やお客さまへの知見・ノウハウを提供する計画です。  ① 業務処理の効率化・省略化  ・社内手続きの完全ワークフロー化  ・生成AIの活用による業務効率化  ② 業務プロセスの抜本的改革・再設計  ・業務プロセスの可視化・改善  ・縦割り業務の統合・共通化  ③ データの可視化  ・データドリブンな業務の推進（営業活動や品質管理業務におけるデータ活用など）  ・経営データの収集・統合・一元管理  ④ いつでもどこでも安心安全  ・柔軟な働き方を実現する環境整備  ・コミュニケーション活性化、社員の顔が見える職場づくり  ⑤ 直接業務の高度化  ・間接業務の取り組みで導入したツールの利用拡大や試行したデジタル技術の活用による直接業務の高度化  ⑥ T-DXのサービス化  ・T-DXで得た知見・ノウハウを元に、企業グループや一般市場への展開  ［データ活用の具体的な内容］  ５－３　データの可視化（P.９～１０）  ・営業管理、業績管理、人財管理などに関わる各種データを集約し、可視化・分析を行うことで、データドリブンな経営戦略の立案につなげていきます。  ・システム開発プロジェクトから得られる各種データを解析することで、業務品質の管理に努め、解析結果は開発プロジェクトへフィードバックし、プロジェクト運営の効率化と品質向上につなげています。  ・社内公開による財務会計データの民主化を進め、各部門による利活用を促進し、ダッシュボードによる可視化により、より多角的な視点での活用を進めていきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会で決議された経営計画に基づき、社外公開資料を作成しています。また、公開にあたっては社内における所定の決定手続きを経ています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　トインクスにおけるＤＸ推進の取り組みについて  　４．T-DX推進体制（P.5）  ６．更なるDX推進に向けて（P.13） | | 記載内容抜粋 | ①　［体制・組織に関する事項］  ４．T-DX推進体制  当社は、社内外のDXを主体的に推進する部門として「イノベーション推進部」を2022年7月に立ち上げました。当部門をT-DXの旗振り役としながら、全社横断の体制を構築し、社内のDXを推進しております。  ［人材の育成・確保に関する事項］  ４．T-DX推進体制  ・ナレッジやノウハウを共有しながら、部門横断でDXを推進するとともに、改革意識と行動力を持った人財の確保・育成につなげていきます。  ６．更なるDX推進に向けて  ④DX人財育成  ・クラウド、機械学習・データ分析、情報セキュリティなど、専門性の高いIT技術者を育成した人数（IPA資格、ベンダー系資格、民間資格の取得者などを想定） |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　トインクスにおけるＤＸ推進の取り組みについて  　５－１．業務処理の効率化・省略化（P.7）  ５－２．業務プロセスの抜本的改革・再設計（P.8）  ５－３．データの可視化（P.9～10）  ５－４．いつでもどこでも安心・安全（P.11～12） | | 記載内容抜粋 | ①　・2020年より社内の承認手続きの一部をワークフロー化（電子化）。紙やハンコを使わずに社内外のどこにいても承認手続きができる環境の整備を進めています。  ・2025年に稟議ワークフローの電子化を実現し、その他承認手続きへの適用範囲拡大を図ります。  ・企業内AIチャットツール「T-Chat」を2023年度に社内展開し、セキュアな生成AI基盤の構築を実現し、2024年度には「T-Chat」に社内情報連携機能を実装し、生成AIの活用に向けた社内の意識醸成を図りました。  ・今後「Microsoft 365 Copilot」など様々なAIツールを社内に展開し、さらなる業務処理の効率化・省略化を目指します。  ・社内情報システムに関わる申請や問い合わせ窓口を「ITサービスマネジメントツール」に一元化。利用者（社員）からの申請・依頼に基づき、適切に対応するための社内サービス基盤を整備しています。  ・2024年度までにバックオフィス業務の問い合わせ受付の移行が完了し、2025年度にはお客さま向けサービスへの範囲拡大を進めていく計画です。  ・自社製BIツールである「TOiNX BI」を2023年度に社内展開しました。  ・部署やシステム毎にサイロ化しているデータを、一元的に集約・分析するデータ分析基盤の構築を行っていく予定です。  ・2025年度より、経営管理領域の一元管理による多角的な視点での経理管理、および迅速な費用実績の確認を行えるよう経営管理クラウドの利用を開始しました。  ・テレワークの推進に伴い、2025年度には、自宅のPCや個人所有のスマートフォンからセキュアに業務を行うことができるクラウド型VDIサービスの基盤を整備しました。  ・社給スマートフォン（T-canフォン）にメールアプリ、チャットツール、電話帳アプリなどを導入することで、いつでもどこからでもコミュニケーションが取れる環境を整備し、2024年度にはスマートフォンから社内システムへアクセスできる環境を整備することで、各種ワークフローの承認を可能とし、業務が滞ることを防ぎ、意思決定を迅速に行うことを実現しています。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　トインクスにおけるＤＸ推進の取り組みについて | | 公表日 | ①　2025年 8月27日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ウェブサイトに掲載  　https://www.toinx.co.jp/wp-content/themes/toinx/assets/pdf/activity/dx\_suishin.pdf  　６．更なるDX推進に向けて（P.13） | | 記載内容抜粋 | ①　DX推進の達成度を測る指標を定め、定量的にモニタリングし、必要に応じて施策の見直しや追加を行い、社内の変革を着実に推進しています。  また、業務の効率化や高度化だけでなく、経営基盤である人財への教育投資にも力を入れ、将来を担うDX人財の育成強化に取り組んでいきます。さらに、社内で積み重ねてきた知見やノウハウを活かしながら、お客さまの課題に向き合い、新たな価値を生み出す取り組みにも挑戦していきます。  ①業務プロセスの見直し  　・既存業務のプロセス見直しによって効率化・生産性向上等に至った取り組みの件数  ②ツール・デジタル技術の適用  　・ツール・デジタル技術の適用によって効率化・業務高度化等に至った取り組みの件数  ③社内アンケートによる変革実感調査  　・変革実感している社員の割合（年1回の社内アンケートにて調査）  ④DX人財育成  　・クラウド、機械学習・データ分析、情報セキュリティなど、専門性の高いIT技術者を育成した人数 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年 8月27日 | | 発信方法 | ①　トインクスにおけるＤＸ推進の取り組みについて  　当社ウェブサイトに掲載  　https://www.toinx.co.jp/wp-content/themes/toinx/assets/pdf/activity/dx\_suishin.pdf  　１．はじめに（P.2） | | 発信内容 | ①　　少子高齢化による労働人口の減少が進む中、IT業界においても人財の確保は喫緊の課題です。業務効率化や生産性向上、デジタル人財の育成が一層求められる中、当社では「T-DX（TOiNX-DX）」と名付けたDX戦略を推進し、 AIやデータの活用を通じて業務課題の解決に取り組んでおります。この取り組みを通じて、改革意識と行動力を備えた人財を育成し、IT企業としての競争力と柔軟性をさらに高めてまいります。  　トインクスは、社内DXの推進を通じて「変わる、変える」に挑戦し続けます。そして、自らの経験から得られた知見やノウハウを社外にも積極的に展開し、お客さまをはじめとするステークホルダーの皆さまの成長・発展に貢献してまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 7月頃　～　2025年 8月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施している。本申請の際に「DX推進指標」の自己診断フォーマットを添付する。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2001年 7月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | ■情報セキュリティへの取組み  「東北電力企業グループの情報セキュリティ基本方針」および当社の「情報セキュリティの確保と個人情報保護に関するポリシー」に基づき、当社が保有する情報資産に関するセキュリティ対策を実施するための具体的なマネジメント事項を「情報セキュリティ基本規程」で定め、情報セキュリティの取組みを継続して進めている。  また、上記「平時」の取組みに加え、情報セキュリティインシデント発生など「有事」の対応を担う「TOiNX-SIRT」の体制を構築している。  ■情報セキュリティに関する監査の実施  情報セキュリティに関する監査は、「内部監査規程」および「内部監査（業務）基準」に基づき、内部監査（業務）の中で実施している。  ■情報処理安全確保支援士  　　31名（2025年8月時点） |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。